

【公布された条例等のあらまし】

徳島県農業次世代人材投資資金交付規則の一部を改正する規則（規則第四十五号）

- 一 題名を「徳島県就農準備資金交付規則」に改めることとした。
- 二 就農準備資金の交付を中止する場合として、受給者が研修を中止した場合等を追加することとした。
- 三 就農準備資金の対象期間終了後引き続き継続研修を行う場合の手続等を定めることとした。
- 四 研修終了後に知事に報告しなければならない場合として、就農を中断する場合等を追加することとした。
- 五 その他所要の改正を行うこととした。
- 六 この規則は、公布の日から施行することとした。